

## 第 5 2 号議案

足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年足立区条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「第 2 条第 1 8 号」を「第 2 条第 2 0 号」に改め、同条第 6 項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正によるもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。